

伊勢崎市入札・契約制度の一部見直しについて

令和2年4月1日

本市では、公共工事等に関する入札・契約制度について競争性、透明性及び公平性を高めるため、入札・契約制度の見直しを行います。

主な見直し内容は、次のとおりです。なお、見直し内容の適用については、令和2年度から適用します。

つきましては、引き続き本制度の実施についてご理解とご協力をお願いいたします。

1 最低制限価格及び低入札価格調査制度における算定基準について（一部見直し）

現在、建設工事と建設コンサルタントの入札案件で採用している最低制限価格と、建設工事で採用している低入札価格調査制度の調査基準価格について、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の改正に伴うダンピング受注対策のより一層の強化を図るため、一部算定式を変更します。

変更点

- ① 建設工事（最低制限価格及び低入札価格調査制度の調査基準価格共通）
各項目により算出した合計額の上限を10分の9.0から10分の9.2へ、下限を10分の7.0から10分の7.5に変更します。
- ② 測量、建設コンサルタント業務等（最低制限価格）
次の表の通りとします。（下線部が変更となる部分です。）

業種区分	①	②	③	④	合計額
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—	上限：10分の <u>8.2</u> 下限：10分の6
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の <u>4.8</u> を乗じて得た額	上限：10分の8.5 下限：3分の2

※ 上記以外については変更ありません。

2 「解体」業種における格付けの実施について（新規）

公共工事の品質確保、担い手育成・確保などを促進するとともに、市内建設業者の健全な発展を推進するため、解体業種において新たに建設工事入札参加資格格付を実施します。

主観点及び客観点の合計の総合点755点以上の業者を等級Aとし、755点未満を等級Bとします。

また、発注請負代金額区分は発注標準額500万円以上を等級Aとし、500万円未満を等級Bとします。

3 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡承諾について（新規）

建設業の資金調達の円滑化を推進するため、これまで原則認めていなかった伊勢崎市が発注する建設工事に係る工事請負代金債権の譲渡について、一定の条件を満たした場合には認めることとします。

【条件】

- ・債権譲渡先は、(株)建設経営サービス又は群馬県建設事業協同組合とする
 - ・市税その他市に対する納付金を滞納していないこと
 - ・国その他公共団体等からの債務の取立てについて、債権差押え等の通知を受けていないこと
 - ・届出の理由が、債権譲渡をしないと工事の施工に支障があると認められること
- 詳しい手続き方法は、契約検査課にお問い合わせください。

4 小規模工事及び修繕における発注について（継続）

小規模工事及び修繕における発注については、公平で公正な執行と適正な競争性の確保に努めるとともに、市民の疑惑を招くことのないよう透明性を確保しつつ、偏った業者選定とならないよう留意します。

5 入札時の内訳書提出について（継続）

平成26年6月4日に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正されたことにより、ダンピング受注の防止等のための措置として、全ての工事案件について、引き続き入札時に内訳書の提出が必要となります。

6 総合評価落札方式について（継続）

価格と品質が総合的に優れた調達を実現するために、大型案件に対し採用している総合評価落札方式について引き続き採用するとともに、執行時点での社会情勢、技術力の評価や工事内容等をふまえ適用対象案件を決定いたします。

7 市内業者への優先的発注について（継続）

平成22年度から市内業者への優先的発注に取り組んで参りましたが、引き続き市内業者を優先した発注とします。なお、競争性を確保できない案件については、準市内等の業者とすることもあります。

8 現場代理人の常駐義務緩和について（継続）

平成23年6月1日から現場代理人の常駐義務緩和措置を行っていますが、引き続き同様の措置を行います。

9 社会保険の加入促進について（継続）

入札参加登録業者を対象に、社会保険の加入促進を図るため、引き続き契約時に社会保険加入確認書を提出していただきます。